

## 平成 23 年度 久留米市下水道事業特別会計予算

平成 23 年度久留米市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,386,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年2月25日提出

福岡県久留米市長 檜 原 利 則

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1 3 6, 2 4 2
	1 分担金	2 1, 7 2 7
	2 負担金	1 1 4, 5 1 5
2 使用料及び手数料		4, 2 1 1, 1 7 9
	1 使用料	4, 2 1 0, 8 3 9
	2 手数料	3 4 0
3 国庫支出金		1, 7 4 0, 8 9 7
	1 国庫補助金	1, 7 4 0, 8 9 7
4 県支出金		3 0 0
	1 県補助金	3 0 0
5 繰入金		1, 2 1 1, 0 0 0
	1 一般会計繰入金	1, 2 1 1, 0 0 0
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		1, 1 8 1
	1 延滞金・加算金及び過料	1

款	項	金額
	2 雑入	千円 1, 180
8 市債		3, 085, 200
	1 市債	3, 085, 200
歳 入 合 計		10, 386, 000

歳 出

款	項	金 額
1 下水道費		千円 6, 1 1 7, 0 3 7
	1 下水道管理費	1, 6 3 9, 3 3 4
	2 下水道建設費	4, 4 7 7, 7 0 3
2 公債費		4, 2 6 3, 7 1 0
	1 公債費	4, 2 6 3, 7 1 0
3 予備費		5, 2 5 3
	1 予備費	5, 2 5 3
歳 出 合 計		1 0, 3 8 6, 0 0 0

## 第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 下 水 道 費	2 下 水 道 建 設 費	下水道建設事業（雨水幹線）にかかる工事費	千円 118,000

### 第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業会計移行資産評価等業務委託料	平成 2 3 年度から平成 2 5 年度まで	千円 60,000

## 第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	千円 2,999,300	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。  ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	85,900			
計	3,085,200			